

2026年6月1日

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部
会員各位

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部
支部長 森 淳美

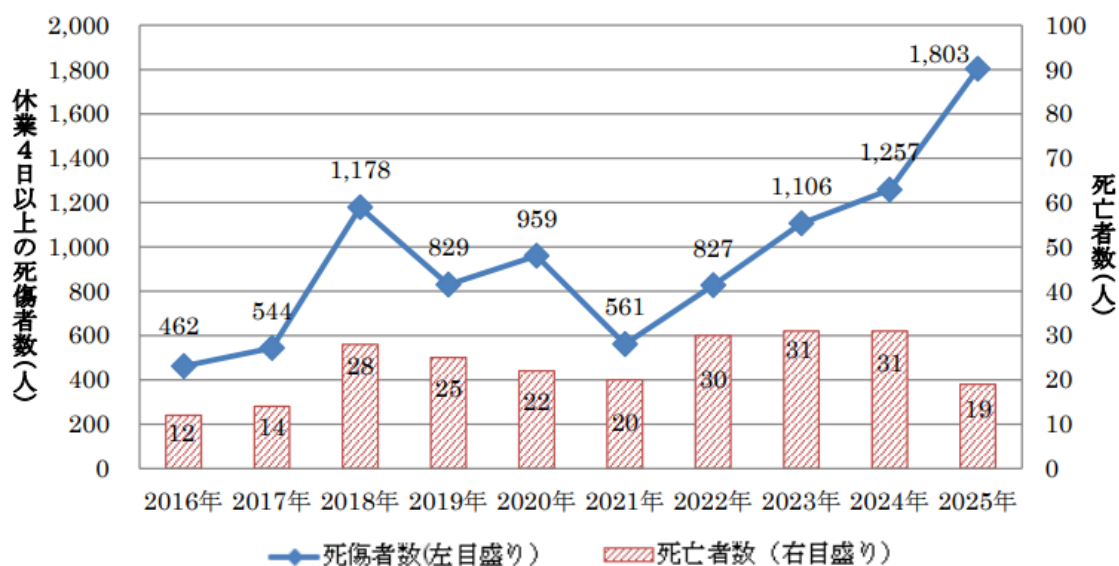
職場における労働衛生対策「熱中症予防対策」についてのお願い（注意喚起）

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会藤沢支部 会員事業場の皆様方におかれましては、日頃より支部活動にご尽力頂き誠に有難う御座います。

これから梅雨を迎えるに辺り気温上昇に加え湿度も上がり大変過ごしにくい季節となります。これに伴い各会員事業場様におかれましては職場における「熱中症予防対策」を実施されているものと存じます。特に糖尿病や高血圧症等、疾患を有している方々にはより一層の注意が必要となりますので、今一度対策内容をご確認頂き「熱中症を出さない・出させない。現場へ寄り添った環境づくり」にご協力頂ますようお願い致します。また、令和7年6月1日から労働者への「熱中症対策強化」を義務付ける改正労働安全衛生法規則が施行されておりますので本格的シーズンに入る前に合わせてご確認頂きますようお願い申し上げます。

※以下、厚生労働省 HP 一部抜粋。

職場における熱中症による死傷者数の推移



厚生労働省 HP(参考資料)

※1 <https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

※2 <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001704775.pdf>

以上。